

# 樣 式 集

## 様式集 目次

(様式1) 事業計画概要書	1
(様式2) 事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書	3
(様式3) 事業計画概要説明会終了報告書	4
(様式4) 事業計画書	5
(様式5) 見解書	8
(様式6) 最終見解書	9
(様式7) 事業計画変更届出書	10
(様式8) 事業計画廃止届出書	11
(様式9) 産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書	12
(様式10) 産業廃棄物の最終処分場の埋立終了計画書	14
(様式11) (特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書	16
(様式12) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書	19
(様式13) 産業廃棄物処理施設変更許可申請書	23
(様式14) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	26
(様式15) 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	27
(様式16) 産業廃棄物処理施設定期検査申請書	28
(様式17) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	29
(様式18) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書	31
(様式19) 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	33
(様式20) 合併・分割認可申請書	36
(様式21) 法人の合併(分割)の登記に係る登記事項証明書届出書	40
(様式22) 相続届出書	41
(様式23) 産業廃棄物処分業許可申請書	43
(様式24) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	46
(様式25) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	49
(様式26) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	50
(様式27) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	53
(様式28) 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	56
(様式29) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法	57
(様式30) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	58
(様式31) 資産に関する調書(個人用)	59
(様式32) (特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法	60
(様式33) 長期的財務計画書	61
(様式34) 役員等の変更に係る新旧対照表	62
(様式35) 添付書類の省略について(産業廃棄物処理施設)	63
(様式36) 添付書類の省略について((特別管理) 産業廃棄物処分業)	64
(様式37) 住民票の写し等の省略について	65
(様式38) 誓約書	66
(様式39) 産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書	67
(様式40) (特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書	68
(様式41) 優良産業処理業者認定制度に基づく添付書類の省略について	69
(様式42) 申請手数料の電子納付に係る申出書	70

### 【参考様式】

(参考様式1) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表	71
(参考様式2) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準(個別基準)対照表	72
(参考様式3) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表	78
(参考様式4) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(個別基準)対照表	79
(参考様式5) 保管施設の概要を記載した書類	86



### 事業計画概要書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住 所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の概要について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	埋立地(積替保管場所)の面積 埋立(保管)容量	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
△変更の概要	新	旧
△周辺地域の範囲及びその根拠	範	
	囲	
	根拠	

△関係市町村長及び関係住民の 範囲並びにその根拠	範 圍	
	根 拠	
△事業計画概要説明会の開催の 日時及び場所	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
備考		
<p>1 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第31条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。</p> <p>2 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

(様式2) 【条例様式第13号(規則第31条、第35条関係)】

事業計画概要説明会開催通知書  
事業計画説明会開催通知書

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

事業計画者  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画概要説明会(事業計画説明会)を次のとおり開催しますので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第3項(第40条第2項)の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所	日 時
	場 所
備考	「事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画概要説明会終了報告書

年 月 日

長野県知事 殿

報告者  
 住所  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

事業計画概要説明会の終了(全部又は一部を開催しなかつたこと)について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
△周知に関する事項	周知の方法	
	周知をした地域	
	周知をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
△開催に関する事項	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
	参加者数	名
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名	
	質疑の概要	
	説明の全部又は一部を開催しなかつた場合にあつては、その理由	
備考		
1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。 2 説明のために使用した資料を添付すること。 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

# 事業計画書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$	
△変更の概要	新	旧
△廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項		

△廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
△最終処分場の災害防止のための計画	
△最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画	
△廃棄物の搬入及び搬出の方法及び時間に関する事項	
△廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項	
△対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項	

△廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項	
種 類	
区 分	自家処理 ・ 委託処理
処 理 の 方 法	
	(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)
△対象周辺地域の範囲	
△対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間	
場 所	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間	時から 時まで
△事業計画説明会の開催の日時及び場所	日 時
	場 所
備考	
<p>1 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。</p> <p>3 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法」の欄は、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。</p>	

見 解 書

年 月 日

市町村長 殿

事業計画者  
 住所  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

意見書に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり送付します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
△送付された意見の内容(要旨)	
△見 解 の 内 容	
備考 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

最 終 見 解 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

知事の意見に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m <sup>2</sup> 埋立(保管)容量 m <sup>3</sup>
知事の意見に対する見解	
備考 「知事の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

## 事業計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の変更について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	埋立地(積替保管場所)の面積	$m^2$
	埋立(保管)容量	$m^3$
変更の内容	新	旧
備考	1 「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「廃棄物の処理施設の設置の場所」欄から「廃棄物の処理施設の処理能力」欄までは、事業計画書に記載した内容を記載すること。	

## 事業計画廃止届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の廃止について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
廃止の理由	
備考 「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(様式9) 【要領様式第8号】

## 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり（一般・産業）廃棄物処理施設の設置に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

### 記

条 例 手 続 の 有 無 （該当番号に○印をすること）	1 事業計画協議あり 2 事業計画協議なし	
事 前 確 認 の 区 分 （いずれかに○印をすること）	設置許可 ・ 変更許可 ・ 軽微変更 休止 ・ 廃止 ・ 再開	
廃棄物処理施設の設置の場所		
廃棄物処理施設の種類		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	許可年月日	年 月 日
廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類	許可番号	
廃棄物処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
変 更 の 内 容	新	旧
	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
変更、廃止、休止又は再開の理由		
着 工 予 定 年 月 日	年	月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年	月 日
廃 止 、 休 止 、 再 開 の 年 月 日	年	月 日

廃棄物処理施設の位置、構造等の設置（変更）に関する計画に係る事項	廃棄物処理施設の位置		
	廃棄物処理施設の処理方式		
	廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い	量	
	生じる排ガス及び排水	処理方式（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値		
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）			
汚泥等又は焼却	特別管理（一般・産業）産業廃棄物以外の（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理      委託処理
		処理方法	
灰等の処分方法	特別管理（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理      委託処理
		処理方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

産業廃棄物最終処分場の埋立終了計画書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所 TEL

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり産業廃棄物最終処分場の埋立終了に係る計画書を提出しますから、審査して下さい。

記

施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
許可の年月日及び許可番号	
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了予定年月日	

埋立てた廃棄物の種類、 量及び性状	種 類	量 (m <sup>3</sup> )	性 状

(様式11) 【要領様式第10号】

(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり(特別管理)産業廃棄物の処分業に係る事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

記

条 例 手 続 の 有 無 (該当番号に○印をすること)	1 事業計画協議あり 2 事業計画協議なし		
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)	産業廃棄物処分業 新規許可	・ 特別管理産業廃棄物処分業 変更許可	・ 変更届出
事 業 の 区 分 の 範 囲	事業の種類 (特別管理)産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	事務所の所在地		
事務所の所在地		電話番号	電話番号
変 更 の 内 容	新		旧
	変更の理由		
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び容量)、許可施設の場合には許可年月日及び許可番号を記載すること。)			
保管を行う場合には保管を行うすべての場所の所在地、保管する廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、保管の面積、保管量の上限及び積上げる高さの上限			
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要			
事業所等の営業時間		午前 時 分 ~ 午後 時 分	
事業開始予定年月日		年 月 日	

処理施設の概要を記載した書類

(1) 法第15条第1項の許可に係る処理施設

処理施設の種類	
処理する(特別管理)産業廃棄物の種類(性状を含む)	
設置場所	
設置(予定)年月日	年 月 日
公称処理能力	
処理方式、構造及び施設の概要	
処理施設の稼働予定時間	時 分 ~ 時 分 (時間稼働) (うち、処理施設稼働停止(休憩)時間: 時間 分)
処理施設の許可状況※	許可年月日 年 月 日 許可番号

(注) ※印の欄は記入しないこと。(既に許可を取得している場合を除く。)

(2) (1)以外の処理施設

処理施設の種類	
処理する(特別管理)産業廃棄物の種類(性状を含む)	
設置場所	
公称処理能力	
処理方式、構造及び施設の概要	
処理施設の稼働予定時間	時 分 ~ 時 分 (時間稼働) (うち、処理施設稼働停止(休憩)時間: 時間 分)
設置(予定)年月日	年 月 日

(注) 処理施設ごとに別葉とすること。

保管場所の概要を記載した書類

保 管 施 設	設 置 場 所	
	(特別管理) 産業 廃棄物の種類別	保 管 面 積 $m^2$ 保 管 量 の 上 限 $m^3 (t)$
	保管能力	積上げる高さの上限 $m$
	保 管 方 法	
構 造 及 び 設 備 の 概 要	囲い及び表示の方法	
	飛散防止設備	
	流出防止設備	
	地下浸透防止設備	
	悪臭の発散防止設備	
	ねずみ害虫の発生防 止	
	保 管 日 数	
	その他防災等の設備	

(注) 保管施設ごとに別葉とすること。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
郵便番号  
住 所  
  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた  
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		
産業廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方式	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法(排出の方法(排水口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値	
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事 務 処 理 欄		

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
		本	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	本	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
 (1)産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
 (2)排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生じる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 9 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 10 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

## 産業廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
郵便番号  
住 所  
  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	産業廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間
		m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /時間 t/時間
		埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>	埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※ 許可の年月日		年 月 日	
※ 許可番号			
※ 事務処理欄			



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
		住	所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	住	所	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
  - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

### 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

長野県知事

殿

年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
郵便番号  
住 所  
  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
  
電話番号

産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

変 更 の 内 容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△規則第 12 条の 10 に掲げる事項の変更(同条第 6 号関係を除く。)	
	規則第 12 条の 10 第 6 号に掲げる事項	
	(変更内容が法人に係るものである場合) *法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 名 称	住 所
	(変更内容が個人に係るものである場合) *法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 本 籍(地番まで記載すること) 役職名・呼称 住 所

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
-----------------	--------------

廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
------------------	-------

※ 事 務 処 理 欄	
-------------	--

備 考

- ※欄は記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「規則第 12 条の 10 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

産業廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

産業廃棄物処理施設の設置場所

産業廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

※事務処理欄

産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書		年	月	日
長野県知事 殿				
		届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。				
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号		
最終処分場の種類				
設 置 場 所				
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m	
※事務処理欄				

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
	種 類	数 量(m <sup>3</sup> )	性 状
	埋め立てた廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状		
備考 ※の欄は記入しないこと。			

産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書		年 月 日
長野県知事	殿	
	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項 第15条の3の2第2項	
の規定により、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号		
埋め立てた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種 類	数量(m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の水質の状況		

遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※の欄は記入しないこと。</li> <li>2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。</li> <li>3 地下水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。</li> <li>4 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第7条第14号イに掲げる施設の場合に記入すること。</li> <li>(2) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いをいうこと。</li> <li>(3) 講じた措置とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいうこと。</li> </ol> </li> <li>5 「安定型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行令第7条第14号ロに掲げる施設の場合に記入すること。</li> <li>(2) 浸透水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいうこと。</li> <li>(3) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニの規定による覆いをいうこと。</li> </ol> </li> <li>6 「管理型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行令第7条第14号ハに掲げる施設の場合に記入すること。</li> <li>(2) 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。</li> <li>(3) 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。</li> </ol> </li> <li>7 都道府県知事が定める部数を提出すること。</li> </ol>	

産業廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書  
借受け

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事務処理欄	

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

## 合併・分割認可申請書

長野県知事

殿

年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①	産業廃棄物処理施設の設置の場所	
②	産業廃棄物処理施設の種類	
③	許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④	合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤	合併又は分割の方法及び条件	
⑥	合併又は分割の理由	
⑦	合併又は分割の時期	
※	認可の年月日	年 月 日
※	認可番号	
※	事務処理欄	







(様式 21) 【要領様式第 34 号】

法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所  
氏名

年 月 日付けで認可通知のあった産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併（分割）の登記をいたしましたので、商業・法人登記の登記事項証明書の写しを提出します。

相 続 届 出 書

長野県知事

殿

年 月 日

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

相続人		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 (地番まで記載すること) 住所
法定代理人 (相続人が令第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 (地番まで記載すること) 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 (地番まで記載すること) 住所
令第6条の10に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合。相談役・顧問等を含む。)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 (地番まで記載すること) 住所
備考		
1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		
※手数料欄		

### 産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
郵便番号  
住 所  
  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所  電話番号
	事業場  電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。) を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	

役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（地番まで記載すること）	
		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄





発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本籍（地番まで記載すること）		
		住	所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	住	所	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業 廃止届出書  
変更

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の  
事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用  
変更 する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) \*法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) \*法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍(地番まで記載すること)	
	役職名・呼称	住	所

廃止又は変更の理由

備 考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
郵便番号  
住 所  
  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所  電話番号
	事業場  電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（地番まで記載すること）	
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

長野県知事

殿

年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特別管理産業廃棄物収集運搬業  
特別管理産業廃棄物処分業  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、  
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
	役職名・呼称	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業  
廃止届出書  
変更

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る  
以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項におい  
変更 て準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) \*法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) \*法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍(地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由	
-----------	--

備 考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(様式 29) 【要領様式第 14 号】

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法

設置及び維持管理に要する資金の総額		
内		
訳		

その資金の調達方法		
内	自己資金	
	借入資金	
訳	金融機関等の名称	

○事業の開始にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--



(様式31) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法

帳簿の管理責任者	職 名		氏 名	
帳簿の保存場所				
帳簿の様式 ・帳簿の様式を記載又は貼付すること（別紙としても可） （※電子マニフェストにおける受渡確認票若しくはデータダウンロード、又は紙マニフェストを使用して帳簿に代える場合は、その旨を記載すること）				
帳簿の管理方法（帳簿の記載方法、閉鎖時期、保存期間等について記入すること）				

(注) 産業廃棄物処理業者にあつては法第 14 条第 17 項（同法施行規則第 10 条の 8）、特別管理産業廃棄物処理業者にあつては法第 14 条の 4 第 18 項（施行規則第 10 条の 21）の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。

# 長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 ・繰越利益剰余金額 \_\_\_\_\_ 円 ( 年 月 日現在)  
(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)
- ・経常損失金額 \_\_\_\_\_ 円 ( 年 月 日現在)  
(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

- 2 ・繰越損失金 \_\_\_\_\_ が発生した理由
- ・経常損失金 \_\_\_\_\_

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 (単位: \_\_\_\_\_)

	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越利益剰余金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。



## 添付書類の省略について(産業廃棄物処理施設)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物処理施設（設置許可申請 ・ 変更許可申請 ・ 軽微変更等届）にあつて、下記の○印を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設（設置・変更）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

- 1 処理施設の構造を明らかにする書類
- 2 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）
- 4 設置場所及び付近の見取図
- 5 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 6 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書
- 9 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書
- 10 申請者又は法人役員等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書等
- 11 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

(注1) 省略される書類が添付されている申請書等について、適宜追記してください。

(注2) 該当する番号を○で囲んでください。（省略が可能な添付書類については、申請の手引をご確認ください。）

## 添付書類の省略について（（特別管理）産業廃棄物処分業）

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（特別管理）産業廃棄物処分業（新規許可申請 ・ 更新許可申請 ・ 変更許可申請 ・ 変更届）にあつて、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業（新規・変更・更新）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処理業変更届

の内容と変更がありませんので添付を省略します。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類、最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類
- 4 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類
- 5 業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 6 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書等
- 9 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書
- 10 申請者又は法人役員等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書等
- 11 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 12 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
- 13 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

（注 1）省略される書類が添付されている申請書等について、適宜追記してください。

（注 2）該当する番号を○で囲んでください。（省略が可能な添付書類については、申請の手引をご確認ください。）

## 住民票の写し等の省略について

申請者  
住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

今回の申請にあたり、      年       月       日付けで許可された、      (都道府県・市名)

      (許可番号)の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

### <参考>

#### 1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・産業廃棄物処分業の許可
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・産業廃棄物処分業の変更許可
- ・産業廃棄物処理施設の許可
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の変更許可

ただし、「規則第9条の2第8項（同第10条の4第7項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項）の規定による許可証の提出の有無 有・無」と記載されたものを除く。

#### 2 省略できる添付書類

- ・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書並びに役員住民票の写し及び後見等登記事項証明書）
- ・役員住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（株主等が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書）
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

#### 3 留意事項

- ・更新の申請の際には、更新元の許可証を提出しても省略はできないこと。
- ・役員等の変更届には、新役員等に係る住民票の写し等の添付が必要であること。
- ・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

(様式 38) 【省令様式第 6 号の 2 (省令第 9 条の 2 関係)】

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

長野県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者  
に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第6項（同法第15条の2の6第3項において準用する  
第9条第7項）の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所	
一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	

- (備考) 1 該当するに至つた欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号のロからトまで又はリからルまで（同号のリからルまでに掲げる者にあつては、同号のイ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては同法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを記入すること。
- 2 法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。
- 3 この届出書は、法第9条第6項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に、法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。

(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 2 第 3 項 において準用する  
第 14 条の 5 第 3 項  
同法 第 7 条の 2 第 4 項 の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、  
第 7 条の 2 第 5 項 関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

該当するに至つた欠格要件及び  
その具体的事由

欠格要件に該当するに至つた年  
月日

- (備考) 1 該当するに至つた欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 14 条第 5 項第 2 号のイ (法第 7 条第 5 項第 4 号のイ又はチに係るものを除く。) 又は第 14 条の第 5 項第 2 号のハからホまで (法第 7 条第 5 項第 4 号のイ若しくはチ又は第 14 条第 5 項第 2 号のロに係るものを除く。) のうち該当するに至つたものを記入すること。
- 2 法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 5 項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。
- 3 この届出書は、法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた日から 2 週間以内に、法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 5 項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。

優良産廃処理業者認定制度に基づく添付書類の省略について  
( (特別管理) 産業廃棄物処分業 )

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物処分業の ( 変更許可申請 ・ 更新許可申請 ) にあつて、以下の○を付した添付書類の添付を省略します。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書
- 3 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為
- 4 処理後に排出される (特別管理) 産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類

(注1) 該当する番号を○で囲んでください。

(注2) 審査において必要と認められる場合には提出を求めることがあります。

### 申請手数料の電子納付に係る申出書

年 月 日

長野県知事 様

電子納付申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名  
電話番号)

下記の申請において、申請手数料をながの電子申請サービスにより納付することを申し出ます。

#### 記

#### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく各種申請

※	申請内容	手数料 (円)
(1)	産業廃棄物処分業新規許可	100,000
(2)	産業廃棄物処分業更新許可	94,000
(3)	産業廃棄物処分業事業範囲変更許可	92,000
(4)	特別管理産業廃棄物処分業新規許可	100,000
(5)	特別管理産業廃棄物処分業更新許可	95,000
(6)	特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可	95,000
(7)	産業廃棄物処理施設設置許可 (法施行令第7条の2に規定する施設)	140,000
(8)	産業廃棄物処理施設設置許可 (法施行令第7条の2に規定する施設以外の施設)	120,000
(9)	産業廃棄物処理施設変更許可 (法施行令第7条の2に規定する施設)	130,000
(10)	産業廃棄物処理施設変更許可 (法施行令第7条の2に規定する施設以外の施設)	110,000
(11)	産業廃棄物処理施設譲受け等許可	94,000
(12)	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可	94,000
(13)	産業廃棄物熱回収施設設置者認定	33,000
(14)	産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新	20,000

※該当する申請に○を記載。

※一の申請手数料につき、一の申出となりますので、記載する○は一つのみとしてください。

#### 2 許可等申請者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

※電子納付申請者と許可等申請者が異なる場合のみ記入してください。

(参考様式1)

産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表（施行規則第12条）

技術上の基準	対応状況等
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
二 削除	
三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	

(参考様式2)

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（個別基準）対照表（施行規則第12条の2）

○汚泥の脱水施設

技術上の基準	対応状況等
施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

技術上の基準	対応状況等
施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

技術上の基準	対応状況等
一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。	
二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	

○廃油の油水分離施設

技術上の基準	対応状況等
一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。	
二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造されていること。	

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

技術上の基準	対応状況等
<p>第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする）の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。</p>	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設

技術上の基準	対応状況等
<p>一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。</p>	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設（固型化燃料施設）

技術上の基準	対応状況等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	
二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固型化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。	
イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。	
ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。	
ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。	
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(1) 常時換気することができる構造であること。	

<p>(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。</p>	
<p>ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	
<p>ヘ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。</p>	
<p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。	
(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	

○別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。	

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。	
イ ばい焼温度がおおむね摂氏 600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。	
ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加温装置が設けられていること。	
二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。	

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

<p>第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、次のとおりとする。</p>	
<p>一 高温熱分解方式の施設にあつては、第3項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。</p>	
<p>イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏900℃以上状態でシアン化合物を分解することができるものであること。</p>	
<p>ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	
<p>ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p>	
<p>二 酸化分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>	

(参考様式3)

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（施行規則第12条の6）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること。	

(参考様式4)

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（個別基準）（施行規則第12条の7）

○汚泥の脱水施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	
二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。	
二 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。	

○廃油の油水分離施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	
二 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

維持管理の技術上の基準	対 応 状 況 等
一 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	
二 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	
三 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設

維持管理の技術上の基準	対 応 状 況 等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設（固型化燃料施設）

維持管理の技術上の基準	対 応 状 況 等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	
二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。	
イ 成形設備にあつては、次によること。	
(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	
(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	
(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	
(4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	

ロ 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。	
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	
(5) (2) 及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	
ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ハの規定に例による。	
ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。	

<p>へ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適正に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 保管設備内を常時換気すること。</p>	
<p>(2) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(2) 容器中に圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	
<p>リ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていること。</p>	
<p>ヌ 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の2第9項第2号への規定による保管設備に保管する場合にあっては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。</p>	

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	
(2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に測定すること。	
(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。	
(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ル 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条第9項第2号トの規定による保管設備に保管する場合にあっては、トの規定にかかわらず、次によること。	
(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。	
(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	

<p>ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
---	--

○別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>第2項第2号の規定（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。</p>	

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>第2項第2号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）、第3項第2号（施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと）及び第4条の5第1項第2号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次のとおりとする。</p>	
<p>一 ばい焼室の温度をおおむね摂氏 600℃以上にした後、汚泥を投入すること。</p>	
<p>二 ばい焼に当たっては、ばい焼温度を前号に掲げる温度異常に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	
<p>三 ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。</p>	

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>一 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	

<p>二 高温分解方式の施設にあつては、第3項第2号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）及び第4条の5第1項第2号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次によること。</p>	
<p>イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。</p>	
<p>ロ 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	
<p>三 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p>	
<p>イ 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。</p>	
<p>ロ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。</p>	
<p>ハ 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。</p>	

(参考様式5)

保管施設の概要を記載した書類

保管施設	設置場所	
	(特別管理)産業 廃棄物の種類別 保管能力	保管面積 $m^2$ 保管量の上限 $m^3 (t)$ 積上げる高さの上限 $m$
	保管方法	
構造及び設備の概要	囲い及び表示の方法	
	飛散防止設備	
	流出防止設備	
	地下浸透防止設備	
	悪臭の発散防止設備	
	ねずみ害虫の発生防止	
	保管日数	
	その他防災等の設備	

(注) 保管施設ごとに別葉とすること。